

処分の種類	業務停止処分(7日間) 業務停止期間:令和5年12月18日～同月24日
処分年月日	令和5年11月11日
商号又は名称	長佳株式会社 (法人番号3120001227057)
代表者	代述奎
免許証番号及び免許年月日	大阪府知事(1)第63065号 令和3年10月14日
主たる事務所の所在地	大阪市中央区
<p>処分等の理由</p> <p>被処分者の専任の宅地建物取引士が令和4年12月17日に退任した後、令和5年1月26日に新たな専任の宅地建物取引士を設置するまでの間、被処分者は専任の宅地建物取引士を設置せず、事務所が宅地建物取引業法(以下「法」という。)第31条の3第1項の規定に抵触するに至ったにもかかわらず、2週間以内に必要な措置を執らなかった。 このことは、法第31条の3第3項の規定に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	